

飲食関連業への支援金「減収30%以上」に

党の提案一部実る 3月中旬～申請開始

対象業種広げ、支給速やかに 酒井県議 産経土木常任委

4日の産経土木常任委員会で、酒井宏明県議は、飲食関連事業者等事業継続支援金について、「今年1月又は2月の事業収入（売上）が前年同月比で30%以上減少」と支給条件のハードルを下げたことを評価。早期具体化と支援金の速やかな支給を求めました。

同支援金（上限：個人事業者20万円、法人40万円）は、営業時間短縮要請の対象地域（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市、大泉町、邑楽町）の飲食店と直接的な取引がある「飲食料品、割り箸、おしぼりなど飲食業に財・サービスを提供する事業者」「タクシー事業者、運転代行事業者」などに支給するというもの。酒井県議は、お茶屋さんや花屋さんからも支援金を求める声が寄せられているとして、対象業種を拡大するよう求めました。これに対し県は、「個別具体的に判断する」とのべるとともに、委託事業者の選定を進めているところであり、3月中旬には申請が開始できるようにしたいと答弁しました。

委員会ではこのほか、Gメッセ群馬の利用状況（展示ホールの日数稼働率13.6%・面積稼働率9.4%、メインホールの日数稼働率43.8%・面積稼働率24.2%）や、ぐんまフィルムコミッション（FC）におけるロケ誘致の活動状況、水害対策や土砂災害対策などについて質しました。